| 令和5年9月29日 | 第102回社会保障審議会医療部会 | 資料 1 |
|---------------------|------------------|------|
| 77413 午 3 /7 2 3 /1 | 为102凹江云怀俘笛俄云区凉叩云 | 貝付工 |

かかりつけ医機能が発揮される制度整備の 施行に向けた検討について

目次

1.「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保 険法等の一部を改正する法律」の成立について ・・・・P. 3

2. 検討体制及び今後の進め方 ・・・P.13

1. 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の成立について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)の概要

改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1. こども・子育て支援の拡充 [健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等]
 - ① 出産育児一時金の支給額を引き上げる(※)とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。 (※) 42万円→50万円に令和5年4月から引き上げ(政令)、出産費用の見える化を行う。
- ② 産前産後期間における国民健康保険料(税)を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。

2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し [@kkk. 高確法]

- ① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代 一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。
- ② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。 健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。

3. 医療保険制度の基盤強化等 [健保法、船保法、国保法、高確法等]

- ① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。
- ② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化(6年)し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。
- ③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。

4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化 [地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等]

- ① かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
- ② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、 介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
- ③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。
- ④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
- ⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長(令和5年9月末→令和8年12月末)等を行う。

施行期日

令和6年4月1日(ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4①は令和7年4月1日、 4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)

附則(抄)

(検討)

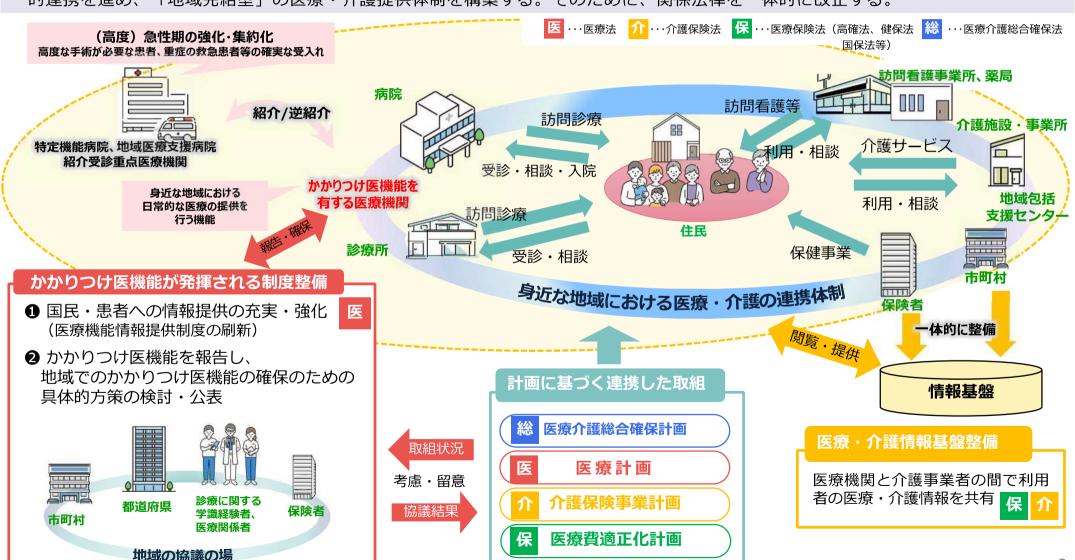
- 第二条 政府は、この法律の公布後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、経済社会情勢の変化と社会 の要請に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、 その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、この法律の**施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律**(以下この項において「改正後の 各法律」という。)**の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の法律の規定について検討を加え、その 結果に基づいて所要の措置を講ずる**ものとする。

参議院附带決議 (抜粋)

- ◆ 新たに刷新・創設される医療機能情報提供制度及びかかりつけ医機能報告制度について、医療機関に報告を求める項目等の詳細が厚生労働省令に委任され、本法の審査過程において当該厚生労働省令の具体的内容が明らかとならず、その詳細が本法成立後の有識者等による検討に委ねられたこと等を踏まえ、当該有識者等による検討結果や検討過程における議論の内容について、本法施行に先立ち、明らかにすること。また、当該有識者等による検討の場やその構成員について、決定次第、明らかにすること。
- ◆ 本法のかかりつけ医機能に関する制度改正については、同機能が発揮される第一歩と位置付け、全ての国民・患者がその ニーズに応じて同機能を有する医療機関を選択して利用できるよう、速やかに検討し、制度整備を進めること。また、同機 能を有する医療機関に勤務しようとする者への教育及び研修の充実に加え、処遇改善やキャリアパスの構築支援等、これら の者が増加するような取組を推進すること。
- ◆ かかりつけ医機能報告の対象となる**慢性の疾患を有する高齢者その他の継続的な医療を要する者については、障害児・者、** 医療的ケア児、難病患者を含めるなど適切に定め、将来は、継続的な医療を要しない者を含め、かかりつけ医機能報告の対象について検討すること。

地域完結型の医療・介護提供体制の構築

在宅を中心に入退院を繰り返し、最後は看取りを要する高齢者を支えるため、かかりつけ医機能が発揮される制度整備・各種計画との連携・情報基盤の整備により、かかりつけ医機能を有する医療機関を中心とした患者に身近な地域における医療・介護の水平的連携を進め、「地域完結型」の医療・介護提供体制を構築する。そのために、関係法律を一体的に改正する。



かかりつけ医機能が発揮される制度整備

趣旨

- ▶ かかりつけ医機能については、これまで医療機能情報提供制度における国民・患者への情報提供や診療報酬における評価を中心に取り組まれてきた。一方で、医療計画等の医療提供体制に関する取組はこれまで行われていない。
- ▶ 今後、複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の更なる増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中、地域によって大きく異なる人口構造の変化に対応して、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現していくためには、これまでの地域医療構想や地域包括ケアの取組に加え、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進める必要がある。
- ➤ その際には、国民・患者から見て、一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につながるものとする必要があることから、
 - 国民・患者が、そのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できるための情報提供を強化し、
 - 地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化する ことで、地域において必要なかかりつけ医機能を確保するための制度整備を行う。

概要

(1)医療機能情報提供制度の刷新(令和6年4月施行)

• かかりつけ医機能(「 身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能」と定義) を十分に理解した上で、自ら適切に医療機関を選択できるよう、医療機能情報提供制度による国民・患者への情報提供の充 実・強化を図る。

(2)かかりつけ医機能報告の創設(令和7年4月施行)

- 慢性疾患を有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする者を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能(①日常的な診療の総合的・継続的実施、②在宅医療の提供、③介護サービス等との連携など)について、各医療機関から都道府県知事に報告を求めることとする。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表する。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の関係者との協議の場で、必要な機能を確保する具体的方策を検討・公表する。

(3)患者に対する説明(令和7年4月施行)

• 都道府県知事による(2)の確認を受けた医療機関は、慢性疾患を有する高齢者に在宅医療を提供する場合など外来医療で説明が特に必要な場合であって、患者が希望する場合に、かかりつけ医機能として提供する医療の内容について電磁的方法又は書面交付により説明するよう努める。

かかりつけ医機能が発揮される制度整備の骨格

- 国民・患者はそのニーズに応じて医療機能情報提供制度等を活用して、かかりつけ医機能を有する医療機関を選択して利用。
- 医療機関は地域のニーズや他の医療機関との役割分担・連携を踏まえつつ、かかりつけ医機能の内容を強化。

国民・患者の医療ニーズ

- ◆ 日常的によくある疾患への幅広い対応
- ◆ 休日・夜間の対応
- ◆ 入院先の医療機関との連携、退院時の受入
- ◆ 在宅医療
- ◆ 介護サービス等との連携

筀

医療機能情報提供制度 (H18) 入院 病床機能報告 (H26) 外来機能報告 (R3) (紹介受診重点医療機関の確認) 無床診 かかりつけ医機能報告 (新設) 在宅

制度整備の内容

医療機能情報提供制度の刷新

- 医療機関は、国民・患者による医療機関の選択に役立つわかりですい情報及び医療機関間の連携に係る情報を都道府県知事に報告
 - ①情報提供項目の見直し
 - ②全国統一のシステムの導入





かかりつけ医機能報告による機能の確保

- ・慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、**医療機関から都道府県知事に報告**。
- ・都道府県知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表 (※)。
- あわせて、外来医療に関する地域の協議の場で「かかりつ け医機能」を確保する具体的方策を検討・公表。
- ※ 医師により継続的な管理が必要と判断される患者に対して、医療機関が、 提供するかかりつけ医機能の内容を説明するよう努めることとする。

医療機能情報提供制度の刷新

- ➤ 国民・患者が、**かかりつけ医機能その他の医療提供施設の機能を十分に理解した上で**、自ら適切に医療機関を選択できるよう、「医療機能情報提供制度」(※)の充実・強化を図る。
- (※) 医療機能情報提供制度は、国民・患者による医療機関の適切な選択を支援するため、医療機関に対し、医療機能に関する情報(診療科目、診療日、診療時間、対応可能な治療内容等)について都道府県知事への報告を義務づけ、それを都道府県知事が公表する制度。

【見直しのポイント】

- ① 医療機能情報提供制度について、**かかりつけ医機能その他の医療提供施設の機能の理解に基づく、国民・患者の医療機関の適切な選択に資する**という制度趣旨を明確化
 - <かかりつけ医機能>

<u>身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能を「かかりつけ医機能」と定義</u>

Н

L7

1

- ② 全国の情報を一元化・標準化した**全国統一システムを構築**し、より検索性が高くわかりやすい情報を提供
- ③ 国民・患者へのわかりやすい情報提供ができるよう、**情報提供項目を見直す**(厚生労働省令) (具体的な項目の内容については、今後、有識者等の参画を得て検討。)



報告

・情報の確認 ・住民への情報提供 【都道府県】

※R4.12.28医療部会とりまとめ(抜粋)

情報提供項目のイメージ(案)

日常的な医学管理及び重症化 予防

かかりつけ医機能に関する

現在の情報提供項目

- 地域の医療機関等との連携
- 在宅医療支援、介護等との連
- 適切かつ分かりやすい情報の 提供
- 地域包括診療加算の届出
- 地域包括診療料の届出
- 小児かかりつけ診療料の届出
- 機能強化加算の届出
- ◆ 対象者の別(高齢者、障害者、子 どもなど)
- ◆ 日常的によくある疾患への幅広い 対応
- ◆ 医療機関の医師がかかりつけ医機 能に関して受講した研修など
- ◆ 入退院時の支援など医療機関との 連携の具体的内容
- ◆ 休日・夜間の対応を含めた在宅医療や介護との連携の具体的内容

国民・患者目線でわかりやすい内容に見直し



- ・ 分かりやすい提供情報
- ・ 都道府県の枠を超えた検索が可能



【住民・患者】

医療機関を適切に選択

かかりつけ医機能報告の創設

- ▶ 慢性疾患を有する高齢者その他の継続的な医療を要する者に対するかかりつけ医機能を地域で確保・ 強化するための仕組みを整備する。
- ▶ 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告を行う。(詳細は、今後、有識者等の参画を得て検討。)

【報告対象となる医療機関】

○ 地域におけるかかりつけ医機能を確保するために必要な**病院又は診療所**として厚生労働省令で定めるもの ※ 無床診療所を含む。(詳細は、今後、有識者等の参画を得て検討。)

【報告事項】

- かかりつけ医機能のうち、以下の機能の有無及びその内容 (詳細は、今後、有識者等の参画を得て検討)
 - ①:継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の**日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能**(厚生労働省令で定めるものに限る)
 - ②:①を有する場合は、(1)通常の診療時間外の診療、(2)入退院時の支援、(3)在宅医療の提供、(4)介護サービス等と連携した医療提供、(5)その他厚生労働省令で定める機能((1)~(4)は厚生労働省令で定めるものに限る)
 - ・連携して②の機能を確保している場合は連携医療機関の名称及びその連携の内容
- ▶ 都道府県知事は、②の機能を有する報告をした医療機関がその機能の確保に係る体制として厚生労働省令で定める要件に該当するものを有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、厚生労働省令で定めるところにより公表する。
- ▶ 都道府県知事は、医療関係者や医療保険者などが参加する外来医療に関する地域の協議の場において、 地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表する。

かかりつけ医機能報告の流れ

かかりつけ医機能報告概要

- 〇慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- ○都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協 議の場に報告するとともに、公表。
- ○都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果 を取りまとめて公表。



かかりつけ医機能報告 対象医療機関

① かかりつけ医機能の報告

◆継続的な医療を要する者に対す るかかりつけ医機能の有無・内容

(第30条の18の4第1項)

- <報告項目イメージ>
- 1:日常的な診療を総合的 かつ継続的に行う機能
- 2:1を有する場合、
- (1)時間外診療、(2)入退院支援、(3) 在宅医療、(4)介護等との連携、(5)

その他厚生労働省令で定める機能



② 報告の内容

(第30条の18の4第7項)

③ 都道府県 の確認

4)確認結果

2(1)~(4)等の機能の 確保に係る体制を確認(※)。 (第30条の18の4第2項)

・体制に変更があった場合は、 再度報告·確認

(第30条の18の4第4項)

(5) 確 認 結 果 മ 報

告

(第30条の18の4第3項、第5項)



公

表



⑥ 地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討 (第30条の18の5)

具体的方策の例

- ◆地域で不足する機能を担うための研修や支援の企画・実施
- ◆地域の医療機関に地域で不足する機能を担うよう働きかけ
- ◆地域の医療機関間の連携の強化 など

外来医療に関する 地域の協議の場

- ※介護等に関する事項を協議する場合には、市町村の参加を求め、介護等に関する各種計画の 内容を考慮。
- ※高齢者保健事業や地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の状況に留意。

⑦協議結果

公 表

※医療機関の報告内容について、実際には体制を有していないことが明らかになった場合は、その機能については都道府県による公表の対象外 医療機関の報告懈怠・虚偽報告等の場合は報告・是正の命令等(第30条の18の4第6項等)

患者に対する説明について

- ▶ かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することについて都道府県知事の確認を受けた医療機関は、慢性疾患を有する高齢者等に在宅医療を提供する場合その他外来医療を提供するに当たって説明が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合であって、患者等から求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、疾患名、治療計画等について適切な説明が行われるよう努めなければならない。(努力義務)
 - ※ 説明は電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法により行う
 - 対象医療機関:かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することについて、都道府県知事の確認を受けた医療機関
 - 対象患者 : 慢性疾患を有する高齢者等の継続的な医療を要する患者
 - 対象となる場合:在宅医療を提供する場合その他外来医療を提供するに当たって説明が特に必要な場合で、患者や その家族から求めがあったとき
 - ※ 医療機関は正当な理由がある場合は説明を拒むことができる

有

かかりつけ医機能を有する医療機関(※)

※ 努力義務の対象となるのは、

(1)通常の診療時間外の診療、(2)入退院時の支援、(3)在宅医療の提供、(4)介護サービス等と連携した医療提供等のかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することについて都道府県知事の確認を受けたもの

説明の求め

(説明の内容)

- ✔ 患者の疾患名
- ✔ 治療に関する計画
- ✓ 医療機関の名称・住 所・連絡先
- ✓ その他厚生労働省令で定める事項

継続的な医療を要する患者

提供する医療の内容の説明

※ 説明の具体的な内容等は、今後、有識者等の参画を得て検討。

2. 検討体制及び今後の進め方

かかりつけ医機能が発揮される制度整備の施行に向けて検討が必要となる主な事項

I. 医療機能情報提供制度

- > 情報提供項目の表現の見直し
- ▶ 対象者別の情報提供のあり方
- ▶ 情報提供のためのインターフェイスのあり方

など

II. かかりつけ医機能報告

- ▶ 報告を求めるかかりつけ医機能の内容
- ▶ かかりつけ医機能の報告対象医療機関の範囲
- ▶ かかりつけ医機能の体制に係る都道府県の確認・公表
- ▶ かかりつけ医機能を有する医療機関の患者等への説明の内容

など

III. 地域における協議の場

- ▶ 協議の場、協議の参加者
- ▶ 協議の進め方、地域でかかりつけ医機能を確保するための具体的方策、公表 など

IV. 医療計画に関する事項

基本方針、医療計画に定める事項

など

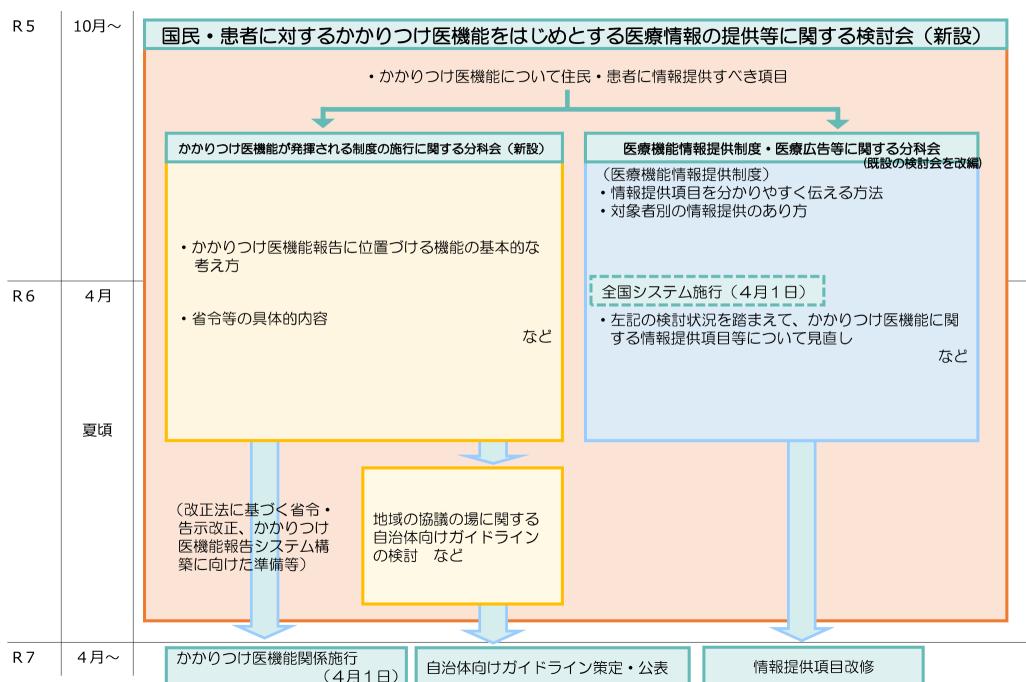
V. その他、研修に関する事項、国の支援のあり方など

▶ 地域医療支援病院の「かかりつけ医機能の確保のための研修」を含めた研修 など

かかりつけ医機能が発揮される制度整備の施行に向けた検討の進め方(案)

- 今回の改正によるかかりつけ医機能が発揮される制度整備については、医療機能情報提供制度の刷新と、かかりつけ医機能報告の創設等によって、地域においてかかりつけ医機能の確保を進め、国民・患者に情報提供することで、国民・患者がそのニーズに応じて適切に医療機関を選択できるようになるものである。
- 医療機能情報提供制度とかかりつけ医機能報告の両者の整合性を確保しつつ、国民・患者にとって分かりやすい 情報提供を進めることが重要であり、施行に向けて次のように検討を進める。
 - ①<u>「国民・患者に対するかかりつけ医機能をはじめとする医療情報の提供等に関する検討会(仮称)」を新設し、</u>国民・患者へのかかりつけ医機能をはじめとする医療情報の提供等のあり方の<u>検討を統括する場</u>を設ける。
 - ※ 構成員:②・③の構成員の代表(学識経験者、国民・患者関係者、医療関係者、自治体関係者等)
 - ② ①の分科会として、「かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会(仮称)」を新設し、かかりつけ医機能報告等の施行に向けた検討を行う。
 - ※ 構成員:学識経験者、国民·患者関係者、医療関係者、自治体関係者等
 - ③ <u>既設の「医療情報の提供内容等の在り方に関する検討会」を、①の分科会として位置づけ、</u>これまでの議論 との継続性も踏まえ、<u>医療機能情報提供制度の全国統一システム化、かかりつけ医機能の情報提供項目等につ</u> いて検討する。
 - ④ 検討会・分科会の検討状況について、相互に共有するとともに、医療部会に報告しながら検討を進める。
- その際、障害者に対するかかりつけ医機能の議論を行う際には、障害者関係団体のヒアリング又は専門構成員等 での参画を検討する。

かかりつけ医機能が発揮される制度整備の施行に向けた検討スケジュール(案)



かかりつけ医機能が発揮される制度整備の施行に向けた検討を行う枠組み(案)

国民・患者に対するかかりつけ医機能をはじめとする医療情報の提供等に関する検討会(新設)〔いわゆる親検討会〕

阿部 日本障害フォーラム(JDF) 代表 一彦 家保 英降 全国衛生部長会会長/高知県健康政策部長 磯部 折 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 律子 猪能 読売新聞東京本社編集委員 日本プライマリ・ケア連合学会副理事長/医療法人社団家族 博樹 大橋 の森多摩ファミリークリニック院長 大道 道大 一般社団法人日本病院会副会長 尾形 裕也. 九州大学名誉教授 織田 正道 公益社団法人全日本病院協会副会長 香取 照幸 一般社団法人未来研究所臥龍代表理事 / 兵庫県立大学大学院特任教授

河本 滋史 健康保険組合連合会専務理事 (敬称略。五十音順) 城守 国斗 公益社団法人日本医師会常任理事 小森 直之 一般社団法人日本医療法人協会副会長 鈴鹿 麻菜 日本労働組合総連合会生活福祉局部長 寺島 多実子 公益社団法人日本歯科医師会常務理事 土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部教授 永井 良三 自治医科大学学長 福長 恵子 認定NP0法人消費者機構日本理事 森 降夫 公益社団法人日本精神科病院協会副会長 山口 育子 認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長 公益社団法人日本看護協会常任理事 吉川 久美子

かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会(新設)

阿部 一彦 日本障害フォーラム (JDF) 代表 家保 英隆 全国衛生部長会会長/高知県健康政策部長

石田 光広 稲城市副市長

猪熊 律子 読売新聞東京本社編集委員

今村 知明 奈良県立医科大学教授

大橋 博樹 日本プライマリ・ケア連合学会副理事長/医療法人社団家族

の森多摩ファミリークリニック院長

尾形 裕也 九州大学名誉教授

織田 正道 公益社団法人全日本病院協会副会長

香取 照幸 一般社団法人未来研究所以龍代表理事 / 兵庫県立大学大学院特任教授

釜萢 敏 日本医師会生涯教育・専門医の仕組み運営委員会センター長

河本 滋史 健康保険組合連合会専務理事

城守 国斗 公益社団法人日本医師会常任理事

土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部教授

永井 良三 自治医科大学学長

長谷川 仁志 秋田大学大学院医学系研究科医学教育学講座教授

服部 美加 新潟県在宅医療推進センター基幹センター コーディネーター

山口 育子 認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長

吉川 久美子 公益社団法人日本看護協会常任理事

医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会

(既設の検討会を改編)

磯部 哲 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

大道 道大 一般社団法人日本病院会副会長

尾形 裕也 九州大学名誉教授

木川 和広 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士

桐野 髙明 東京大学名誉教授

黒瀨 巌 公益社団法人日本医師会常任理事

幸野 庄司 健康保険組合連合会参与

小森 直之 一般社団法人日本医療法人協会副会長

鈴鹿 麻菜 日本労働組合総連合会生活福祉局部長

寺島 多実子 公益社団法人日本歯科医師会常務理事

福長 恵子 認定NPO法人消費者機構日本理事

三浦 直美 フリージャーナリスト/医学ジャーナリスト協会幹事

森 隆夫 公益社団法人日本精神科病院協会副会長

谷田部 貴 栃木県保健福祉部医療政策課長

山口 育子 認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長